

政経研究時報

No. 22-1 (2019. 6)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

2019年度第1回公開研究会 報告者:夏目啓二

GAF A をめぐる米中覇権争い

主催者挨拶 鶴田満彦 ... 1

参加記 米中覇権争いと新たな世界秩序 澁谷朋樹 ... 3

政経時評

飯館村の風景から感じたこと 前畑憲子 ... 7

現代経済研究室研究会

赤字財政をめぐって 齊藤壽彦 ... 9

論説

「プラットフォーム革命」とデジタル課税 合田寛 ... 13

新人事の報告 17

就任・退任の挨拶

代表理事・理事長職を了えて 鶴田満彦 ... 18

早乙女勝元名誉館長挨拶 早乙女勝元 ... 18

新代表理事挨拶 相田利雄 ... 19

新館長挨拶 吉田裕 ... 19

研究所の動向 (2019年1月～2019年3月) 20

2019年度第1回公開研究会 (2019年5月20日)

GAF A をめぐる米中覇権争い

夏目 啓二

(なつめ・けいじ 愛知東邦大学教授 龍谷大学名誉教授)

主催者挨拶

鶴田満彦

(政治経済研究所 代表理事)

し暑い天気の中、公益財団法人政治経済研究所の本年度第1回目の公開研究会にご出席いただきありがとうございました。このような立派な会場を利用させていただいた早稲田大学法学部教授会と仲介の労をとられた金澤孝准教授に心から感謝します。政治経済研究所は、戦時中に設立された

本日は、梅雨の到来を思わせるようなむ

東亜研究所の後継組織として、1946年に創立された財団法人で、創立時の役員のなかには、末弘巖太郎、大内兵衛、平野義太郎、森戸辰男、金森徳次郎ら錚々たる学者の名前もあります。2011年に内閣府の認可を得て公益財団法人に組織替えし、社会の多くの人々に公益を提供する仕事を担当することとなりました。今日の公開研究会も、そのような公益事業の一環として行われるものです。

さて、今日は、ご多忙ななか、龍谷大学名誉教授で、愛知東邦大学教授の夏目啓二先生にお出でいただいて「GAF A をめぐる米中覇権争い」というテーマでお話させていただきます。夏目先生はご存知のように、米国の企業経営、とくにデジタル多国籍企業の経営戦略についての第一級の専門家ですが、つい最近の5月15日に、米国トランプ政権は、中国のデジタル多国籍企業であるファーウェイに対して、制裁対象のイランとの金融取引に関わり、安全保障上の脅威がある企業として、事実上輸出禁止の措置をとりました。米国ファーストを掲げるトランプ政権は、これまで世界のいたるところで摩擦やトラブルを作りだしてきましたが、中国との経済摩擦の主な側面は米中貿易における米国側の3,700億ドルに及ぶ大幅な赤字で、これを直截に解消するために中国からの輸入関税を引き上げる手続きを昨年の夏から秋にかけて第1弾、第2弾、第3弾、この5月には第4弾というように率・品目ともに拡大して、現在では中国からのほぼすべての輸入品目に25%という高関税が適用することになっています。もちろん、中国の側でも報復措置をとり、米中貿易戦争の様相を呈していますが、この貿易戦争と平行して、別のレベルでは情報通信技術をめぐる熾烈な競争が展開されていて、中国は2015年に「中国製造2025」を発表して、次世代通信技術5Gの世界では製造強国になることを宣言してい

ます。情報通信技術先進国の米国としては、中国の後追いを阻止するために、中国のデジタル多国籍企業であるファーウェイや中興通迅(ZTE)に対して国防権限法を作って政府調達禁止などを行ってきたのですが、5月15日にはファーウェイへの事実上輸出禁止の措置をとったのです。貿易赤字解消のために輸入関税を高くしながら、輸出禁止をするのは奇妙に思われますが、その背景には、情報通信技術をめぐる覇権争いがあったわけです。

米国の代表的デジタル多国籍企業は、GAF A と呼ばれるグーグル、アマゾン、フェイスブック、アップルという情報関連大企業で、いずれもインターネットを出入口ないし舞台として、スマホ販売、検索、SNS、通信販売、データ蓄蔵などの事業を展開している新しい独占企業です。中国にも、バイドゥ(検索)、アリババ(ネット・ショップ)、テンセント(アプリ開発)、ファーウェイ(通信機器)のBATHと呼ばれる巨大独占企業があり、互いに浸透し合い、つぶし合いながらデジタル世界で熾烈な競争を展開しています。デジタル世界では、最初に一番になった者がすべての利得を得る、Winner take all.という傾向がありますから、次世代通信技術5Gを前にして、GAF A や BATH は必死になって覇権争いをやっているわけです。日本にも、ソフトバンクや楽天といったデジタル大企業はありますが、GAF A や BATH の前では霞んでしまうほどの規模です。米中デジタル世界での覇権争い、新たな経済的冷戦のなかで、日本経済がどうなるのかは、私たちにとっては切実な問題です。これらの問題関心をもって、夏目先生のお話を伺いたいと思います。ご報告の後は、フロアを交えて活発な討論が展開されることを期待いたします。どうもありがとうございました。

公開研究会参加記

米中覇権争いと新たな世界秩序

—近年の米中貿易摩擦を中心として—

澁谷 朋樹

(しぶや・ともき 公益財団法人政治経済研究所 研究員)

はじめに

2018年8月、アメリカ大統領ドナルド・J・トランプ (Donald J. Trump) は、中国企業の通信機器大手・ファーウェイへの貿易制裁の実施を発表した。アメリカ製品のファーウェイへの輸出が禁止されたのである。

これにより、スマートフォンをはじめとした多くの製品が、現在にいたるまで影響を受けている。この問題は、単にアメリカとファーウェイとの問題にとどまらない。中国はもちろんのこと、日本や欧米にまで、その波紋が広がっているのである。

また、以前より、「GAFA」という単語が世界で注目を集めている。それは何を指す言葉かを知る人は多い。しかし、本質的な部分まで理解できる人は、そう多くはないだろう。

2019年度第1回公開研究会 (於：早稲田大学) では、夏目啓二氏によって「GAFAをめぐる米中覇権争い」が報告された。本稿では、夏目報告の概要を紹介しつつ、今後の見通しを、簡単ではあるが考えていくものである。

I 「GAFA」とは

ここでは、「GAFA」についてみていこう。GAFAは、アメリカの企業である「グーグル (Google)」、「アップル (Apple)」、「フェイスブック (Facebook)」、「アマゾン (Amazon)」の頭文字を並べた造語である。ニューヨーク大学スターン経営大学院教授のスコット・ギャロウェイ (Scott Galloway) は、この巨大企業は世界を創り変えるほどの

力を有しているとしている。そして、現代における『ヨハネの黙示録 (Revelation)』の「四騎士 (The four)」ともみなしている。

これらは、「デジタル多国籍企業」とも呼ばれている。ちなみに、デジタル多国籍企業は、「プラットフォームを活用した現代的なデータ独占」と定義され、「プラットフォーム」とも呼ばれている。

このプラットフォームの台頭によって、データ利用は拡大している。最近では、「データは現代の石油」と表現され、データの重要性が強調されている。その影響力の大きさを示すように、最近10年間で、時価総額の世界上位10企業は大きく変化している。2008年は石油、製造、通信、金融といった企業を中心であった。ところが、2018年になると、10社のうち6社がプラットフォームで占めたのである。

プラットフォームは、スマートフォンの開発・販売、検索サイト、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、ネット販売等のインターネットを通じて、世界中の顧客のデータを蓄積している。AI (人工知能) を活用することで、蓄積してきた顧客のデータから、最適な商品やサービスを開発・提供する能力を企業は高められる。こうした背景から、「現代の石油」である「ビッグデータ」の重要度は高まっているのである。

このように、個人に関する情報が、大量に集積・利用できるようになり、新たな利活用が生まれている。その一方で、各消費者は個人情報を企業に渡すことになっており、それともないプライバシー侵害に関する不安も大きくなっている。とはいえ、プラットフ

ォーマーは、既存の産業に大きな影響を与えている。それは、産業構造や雇用構造、地域構造の再編成をもたらすという。

また、IPO（新規の株式公開）の仕組みを利用して株式公開をし、資本の調達を行っていることが特徴である。このような株式会社制度を利用して経営を行っているのである。現在も、アメリカのシリコンバレーをはじめとしたハイテク地域に、スタートアップ企業やユニコーン企業（評価額10億ドル以上の非上場企業）が数多く集積しているという。

ユニコーン企業は、伝説の幻獣になぞらえるほど価値のある企業とされている。そして、それらの企業は、「GAFA 予備軍」ともなっている。現在では「GAFA」の一角を占めるフェイスブックも、かつてはそのひとつであった。もちろん、全ての企業が必ず成功するわけではなく、失敗することも多いのはいうまでもないだろう。

このように「GAFA」は世界中から注目されているが、その一方で利益率が下がっていることも事実としてある。夏目報告では、「GAFA」による世界経済支配に、動揺をもたらす要因を3つ挙げている。

第一は、事業の成熟化にともなう「GAFA 内競争」の激化である。例えば、グーグルとアップルの「自動運転」、グーグルとアマゾンの「スマートスピーカー」等、GAFA 同士で他社の領域に進出する事例が挙げられる。

第二は、「BATH」等の中国プラットフォーマーの台頭である。これにより、グローバル競争が本格化することになったのである。中国の事情については、次節で述べていこう。

第三は、「社会的責任コスト」である。情報流出問題の発生により、現代の社会インフラとしての責任を果たしていないとの批判が出ているのである。

II 中国勢の躍進

ここでは、中国のプラットフォーマーを中心にみていくことにする。中国のデジタル多国籍企業は、近年急伸しているといえるが、そ

の中でも、「GAFA」を脅かす存在の代表として、以下の4企業が挙げられることが多い。

それは、「百度 (Baidu)」、「阿里巴巴集团 (Alibaba Group)」、「騰訊 (Tencent)」、および「華為技術 (Huawei)」である。これらの頭文字をとって、「BATH」とも呼ばれており、近年では急速にその勢力を伸ばしている。

「BAT」は、「GAFA」のプラットフォーム活用による支配と同様に、ビッグデータの収集によって事業遂行能力を高めている。その裏では、中国政府による国家的な支援を受けているといわれている。これは、アメリカ企業の「GAFA」とは異なる点として挙げられよう。

また、「H」のファーウェイは、5G と呼ばれる次世代通信技術とスマートフォン支配によって、世界規模でネットの入口 (=プラットフォーム) を支配している。ファーウェイ製スマートフォンは、「BAT」のインターネットへのゲートウェイの役割を果たすという。

アメリカの調査会社 IDC によると、スマートフォンの 2018 年世界出荷台数は、14 億 490 万台であった。前年を 4.1 % 下回っている数値であるが、世界シェアでは中国企業が増加傾向にあることは注目に値する。ファーウェイは 14.7 % と世界第 3 位であるが、第 2 位のアップルに 0.2 % 差と肉薄している。また、第 4 位には小米 (シャオミ)、第 5 位には OPPO と、中国メーカーが名を連ねている。20.8 % で第 1 位のサムスン電子は、前年比で 8.0 % のマイナスとなっており、韓国企業も中国勢躍進の影響を受けていることがうかがえる。

数ある中国メーカーの中でも、ファーウェイの特色あるデバイス、安売りの中国製という旧来のイメージを払拭したという。もはや、「安かろう悪かろう」ではない。安い価格はそのままでありながら、製品の質が高いことは疑う余地がなく、「安かろう便利」ともいえるようになった。

また、新興国市場においても、その勢いが衰えることはない。アフリカのスマートフォン市場において、シェア率第 1 位はトランシ

ョン (Toranssion Holdings LTD) である。日本での知名度は高くないが、これはアフリカで躍進している中国企業である。この企業の成功の裏には、現地市場にターゲットを絞った製品開発をしたことが功を奏したという。

このように中国企業の動きが加速する中、トランプ政権によるファーウェイに対する措置をめぐって、米中貿易摩擦が起きている。当初は、スマートフォンに関するものが注目されていたが、むしろ 5G 設備や基地局といった通信インフラ事業にポイントがある。そこから、次世代通信技術である 5G をめぐる米中の覇権争いがみえてくる。

III 米中の覇権争い

2018年8月、トランプ政権は国防権限法を制定した。これにより、アメリカの政府機関によるファーウェイ製品等の使用を禁じたのである。それに加えて、日本を含めた同盟国や友好国に対しても、ファーウェイが開発した 5G 無線通信技術を使用しないように求めた。

ちなみに、5G は現行の 4G と比較して、最大 100 倍の速さの次世代通信規格である。この「超高速」に加えて、「多数同時接続」、「超低遅延」という 3 つの特徴があり、来るべき IoT 時代の重要な基盤となるものであるという。

「超高速」は、通信速度が向上することで、より快適なインターネット環境が実現される。「多数同時接続」では、基地局 1 台から同時に接続できる端末を飛躍的に増やせるようになる。また、「超低遅延」では、送信と受信を繰り返すことで生じるタイムラグを小さく抑えることで、ロボットをよりスムーズにリアルタイムで遠隔操作することも可能となる。例えば、高い安全性が求められる自動運転システムに必要となる。5G が本格的に導入されれば、社会が受けるインパクトは大きなものとなるだろう。

このような恩恵がある 5G だが、ファーウェイのものは世界でも高技術であり、関連す

る 1,000 超の特許を保有しているという。さらに、世界の他メーカーと比較して、安価であることも特徴としてある。情報漏洩というリスクと天秤にかけても、全ての国がファーウェイを完全に回避することは困難となるだろう。

今回のアメリカによるファーウェイへの措置は、5G の重要性、軍事転用の可能性からの安全保障上の理由を挙げている。ファーウェイの 5G 技術を採用した同盟国には、アメリカがこれまでのように機密情報を共有しなくなる可能性が高い。中国では、私企業と政府系企業の区別が明確ではない。中国政府の求めにファーウェイが応じて、様々な情報が漏洩することを、アメリカ政府は懸念しているのである。

日本とオーストラリアは、5G 設備にファーウェイを使用しないとするなど、アメリカに同調・追随する動きをみせている。2019年5月、ソフトバンクは 5G 設備について、機器の納入業者はスウェーデンとフィンランドの企業を選定した。これまで 4G 設備でファーウェイ製の機器を使用していた中での決定であり、トランプ政権の方針に追随した形となっている。また、ソフトバンクを含む日本の大手携帯 3 社は、いずれも設備にファーウェイ製品を採用しない予定である。

その一方で、EU では一律に除外することは見送り、締め出しを要求していたアメリカとは、一線を画したという。アメリカと同盟国によるファーウェイ排除網を構築する試みは、現段階では成功してはいない。

こうした状況の中、ファーウェイの世界シェア低下は小幅にとどまっているという。それは、アメリカによる排除活動の影響を受けない地域（中東・アフリカ・アジア太平洋）への販売強化が、理由のひとつとして挙げられている。

トランプ政権によるファーウェイ排除は、現在でも進行している。アメリカと中国は、5G ネットワークの構築をめぐり競争を繰り広げているのである。『ウォール・ストリート・ジャーナル (The Wall Street Journal)』

では、すでに「新しい経済冷戦」が始まっている可能性も示唆している。

また、ハード面だけではなく、ソフトウェア面でもファーウェイ排除の動きが出てきた。グーグルによって、Android のライセンス剥奪措置が行われたのである。この措置を受けたファーウェイは、モバイル端末向けの独自 OS の開発に乗り出しているという。一部メディアの報道によると、独自 OS は「HongMeng OS」という名称で、既存の Android OS よりも高速となるともいわれている。中国政府の支援もあると仮定すれば、そう遠くない日に実装されることは想像に難くない。

IV 日本はどうするのか

アメリカによるファーウェイへの措置は、日本にも多大な影響をもたらす可能性がある。前述したように、5G 設備の機器に関して、日本はアメリカの意向を汲んだ形になっている。しかし、それだけでは終わらないと考えられる。

2019 年 5 月、アメリカ商務省は、輸出管理規則に基づく禁輸措置対象のリストに正式に入れたと発表した。これに違反すると、たとえ日本企業であっても、アメリカでの商取引が禁じられる可能性が出てくる。また、日本の安全保障貿易情報センター（CISTEC）は、輸出リスクのある企業としてファーウェイを追加した。

ファーウェイのスマートフォンや通信会社向けの基地局には、日本企業の電子部品等が使用されている。時事通信社によると、2018 年の購入額は 66 億ドルで、2019 年には 80 億ドルに達する見込みであるという。今後、日本企業がファーウェイとの取引に消極的になることは間違いない。電子部品や半導体メーカーの損失が、最小限に抑えられるようにする手段の検討も必要だろう。

一般の消費者にも、影響が出始めている。アマゾンのネット通販で、スマートフォンやタブレット等のファーウェイ製品が取り扱い

中止になった。日本の大手携帯 3 社は、ファーウェイ製品の販売を中止した。家電量販店でも、同様の動きがみられている。これは、先述したように、グーグルが提供している Android OS が使用できなくなったことによることが理由として大きい。

また、「GAFA」をめぐる議論がされると、必ずといってよいほど話題に上がるのは「デジタル課税」である。巨額の利益をあげながらも、国際的な課税逃れをしている「GAFA」等の巨大 IT 企業にどう対処していくのか。これに対抗するため、OECD と G20 が連携して対応しようと以前から議論が進んでいる。

デジタル経済の課税問題は、OECD の「BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト」の重要テーマのひとつである。2019 年 6 月 9 日、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において、国際的な統一ルールを取りまとめを進めていき、2020 年中に最終合意することで一致した。また、欧州委員会でも、2018 年 3 月、EU 加盟国に対して「デジタル課税」の導入を提案している。

その一方で、各国の利害が絡んでくることもあり、国際協調を進めていくことは困難な作業となることも予想されている。

おわりに

1989 年に、米ソ冷戦が終結した。これにより、それまで二分化されていた世界はひとつとなり、グローバル化が進行していったのである。しかし、世界は再び二分化されようとしている。現在、世界各国は、岐路に立たされているといっても過言ではないだろう。

今の世界は、米中覇権争いの渦中にある。2019 年 6 月 17 日現在、米中両国の関係改善は進んでいない。2019 年 6 月 9 日の「ロイター（Reuters）」によると、中国との貿易交渉が進展すれば、トランプ大統領は、ファーウェイへの禁輸措置を解除する可能性があると伝えた。しかし、中国が交渉に応じるかは不透明な状況である。

2019年6月28日は、日本が議長国となり、G20大阪サミットが開催される。先に福岡市で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議でも、米中貿易摩擦は議題となった。そして、事態の激化は、世界経済の大幅な下方リスクが懸念されるとしている。サミットの開催期間中に、米中首脳会談が開催されるのか等、今後の推移を注視する必要がある。

今回の米中覇権争いは、「貿易戦争」から「新しい経済冷戦」へと展開していく可能性が指摘されている。それによる世界経済のブロック化の再来も懸念されている中で、日本の歩むべき道はどこにあるのだろうか。日本国内でも、積極的に議論を重ねていくことが必要不可欠であろう。

政経時評

飯館村の風景から感じたこと —「棄民政策」にならないために— 前畑 憲子

(まえはた・のりこ 政治経済研究所評議員 立教大学名誉教授)

2015年に発足した「特定非営利活動法人アジア環境・エネルギー研究機構（略称ROAEE）」ではほぼ毎年、福島原発事故の被災地の調査・視察活動を続けていて、私もその一員としてこの活動に参加している。昨年2018年9月14・15日には「第4回福島ツアー」が行なわれ、浪江町請戸地区、南相馬市小高地区、そして飯館村、富岡町、楡葉町などの視察を行なった。福島ツアー4回とも上記の地域にはなんらかの接点をもって視察が行なわれたが、一種の定点観測ともいえる地域は、飯館村および浪江町請戸地区である。飯館村は山間地であり、浪江町請戸地区は太平洋に面した漁港のある地区である。したがって、3.11によって受けた被害状況も、またその復興のありかたもそれぞれである。この稿では福島第一原発からは比較的遠方にある、山間地の飯館村視察の際に感じたことを記したい。

飯館村を最初に訪れたのは、ROAEEが「特定非営利活動法人」として正式に認可される前年の2014年6月であった。まだ全村

避難のただ中で、避難先の村役場で菅野村長の話聞き、その後村内の南相馬に抜ける道をバスでひたすら通過した。バスの中でも線量計に示される放射線量が上がり、緊張したものである。このとき、菅野村長の話で感銘を受けたものがある。村長はこう語っていた。

—— 飯館村のような山間地では、放射線量を年間1ミリシーベルト以下に抑えるのは困難であるが、5ミリシーベルトであれば可能な目標であり、健康上それは許容できると思う。5ミリシーベルトということで合意をして帰還に目途をつけたい。もともと、村民によっては1ミリシーベルトでも不安を感じる人がいる。老人と子供を抱えた若夫婦とでは考え方も違う。だからそれぞれの村民の意思を尊重し、それぞれの立場を理解し、きめ細かい対応をしていくことが必要だ。飯館村は平成の大合併に参加しなかったので村民数も限られており、きめ細かい対応が可能である。一律の解決策などはない。

私が共感したのは5ミリシーベルトの話ではない。一律の解決策などはなく、多様な解が必要だとする、その基本姿勢に大いに共鳴したのであった。

それから3年後、2017年3月25日に、避難指示解除直前の飯館村で、こんどは役場周辺を中心に少し村内に立ち寄った。国の避難指示解除の基準は、20ミリシーベルトを確実に下回るというものであったが、菅野村長が述べていたように、飯館村の除染目標は5ミリシーベルトを下回ることを当面の目標としている。「飯館村除染検証委員会 報告書」(平成29年6月23日、飯館村除染検証委員会)によれば、当時、この目標は「概ね達成されている」(6頁)と評価されていた。そこで、川俣町などに開校していた仮設の小学校など避難先の学校を閉鎖して、村内の新しく建設した学校に通わせるということであった。村内に戻ってこない家庭の場合は通学バスなども用意して、とにもかくにも村内の小学校に通せるというのである。しかしこの方針は、私が3年前に共鳴した「一律の解決策」などない、「多様な解が必要だ」という村長の言葉からは少し乖離した措置ではないかと思われた。

そして昨年、2018年9月15日、こんどは半日かけてかなり丁寧に村内を見て回った。4年間の変化はめざましいものであった。除染土などを詰めたフレコンの姿は目につかない仮置き場や中間貯蔵施設へ移されていた。何より驚いたのは、野球場やサッカー場などの体育施設、学校など立派な「ハコモノ」が立ち並び、教育環境は立派に整った、といわんばかりの光景が目に入ってくる。老人ホームや医院もある。そして一部住民が戻っていて、私たちが立ち寄った昼時の村内のうどん屋も盛況であった。

上記「報告書」は「総合評価」を次の3点にまとめている。①飯館村の放射線環境は、一年間に5ミリシーベルトを概ね下回る状況にある。②飯館村の農地の土壌は、放射性セ

シウム農作物への移行に関する点では、営農再開に支障ない状態だと考えられる。③麓の空間線量を上昇させるほど山林から放射性セシウムが流れ出たり飛散したりする可能性はない。つまり、除染と自然減衰による低下をあわせて測定点の空間線量率が顕著に低下していて、飯館村が目標としていた状況を達成し帰村できる環境となった、という「総合評価」であろう。

ただし、林縁から20メートル以内、および日常的に立ち入る森林(飯館村では「ワラビ園、木こり(宿泊体験館)、神社等」)だけが除染対象で、それらを除く森林は、除染対象から外れている。したがって、林業再生のためには新たな施策が必要となり、また、住民にとっては日常的な山菜採りなど里山としての機能の回復はこれからのこととなる。山に囲まれた山間地の、里山そのものが村民の生業の地であり、生活の場であり、かつては美しい村100選にも入っていた地域住民がほこる里山、その回復はまだまだなのだろう。

ともあれ、村自身が除染目標としていた5ミリシーベルトを下回る環境を手にしたということは喜ばしいかぎりである。しかし、それでもまだ、心にひっかかるものがある。浪江町請戸地区のすでに避難解除地域になっている丈六公園でのことである。そこに設置されているモニタリングポストの線量計は約3.3ミリシーベルトを指していたが、そこから3mほど離れた地上の線量は約43.2ミリシーベルトであった。少しのくぼみや側溝では空間線量とは離れたこのような線量を示すのである。子供はけっして決められた空間の中でだけ生活しているわけではない。ボール遊び一つとってみても草むらにも、側溝にも入り込む。校庭は除染されていても家の裏山やちょっとした広場が遊び場所となる。帰還するにしても子供たちを連れてのそれは、相当気の張った生活になるのではなからうか。平成29年3月に出された「飯館村住民意向調査 調査結果(速報版)」(復興庁、福島県、飯館村)によって、「帰還の意向」の間

いにたいする回答を見ると 50 歳未満の年齢層は、その半数以上が「戻らないと決めている」と回答している。就学児童をもつ年齢層である。やはり、児童の健康が気になるということであろう。一律の解決策はやはりないのである。

飯館村をみてつくづく感じるのは、「多様な解」を実現するためには、自治体の努力だけではどうにもならないことがあるということである。これからも村から離れて生きていく旧村民にどのような手が差し伸べられるのであろうか。それは国が、政府が責任を持つことなしに、一自治体で解決できることではない。ところが国は、一定の除染の「完了」と新たなハコモノの建設とへの資金投入によ

って避難指示を解除することと引き換えに、後はそれぞれの住民や旧住民の個人責任にさまざまな負担を負わせようとしている。そして、自治体は、ハコモノの将来の維持費用に悩まされることになるだろう。

避難指示解除は問題の解決ではなく、解決への一里塚にすぎない。そうでないならば、それは現代の「棄民政策」といわれてもしかたがないのではなかろうか。

(本稿は ROAEE 年報第 3 号に掲載したエッセイを元としている。ただしこのエッセイでは、飯館村が 5 ミリシーベルトという除染目標を一貫して維持してきた点についての認識が不十分であった。本稿は、そのことを踏まえて、新たな資料も加えて書き直したものである。)

現代経済研究室・金融問題研究室共催研究会

財政赤字をめぐって

齊藤 壽彦

(さいとう・ひさひこ 政治経済研究所主任研究員 千葉商科大学名誉教授)

はじめに

本報告では、今話題になっている MMT に関する議論について論評することを中心として、財政赤字に対する基本的な評価付けを行いたい。

I MMT (Modern Monetary Theory) =現代貨幣理論)の台頭

1 MMT台頭の背景

財政赤字が各国で深刻な問題となっており、2007～2008年の世界金融危機以降、財政を立て直す「財政健全化」に先進各国は取り組んでいる。このための性急な緊縮政策は、

公共サービスの切り捨て、貧困と格差拡大の深刻な事態を引き起こす。

これに対して米国では財政赤字は心配しなくてよいとする「MMT (現代貨幣理論)」と呼ばれる新しい経済理論が台頭してきている。ニューヨーク州立大学のステファニー・ケルトン教授などがこの理論を主張している。この理論は債務を抱える主要国がインフラや医療保険などに財政資金をさらに投じるべきであるとの考えに通じるものであり、国民皆保険や公立学校の授業料無償化などの政策を掲げているアメリカ民主党のオカシオコルテス議員がこの理論を支持している。

2 MMTの内容

MMT は、自国通貨で借入ができる国にと

って、財政赤字は大きな問題ではないとする理論である。このような国では金利が一定のレベルに達するまでは、高インフレーションでない限り、財政を赤字にしてもかまわない、赤字財政の下で政府が支払不能に陥ることはないと考える。適度なインフレは不況や社会保障の圧縮よりも望ましいとみなされている。

3 MMT に対する批判

MMT に対しては、欧米や日本において主流派の経済学者や政策当局者などから激しい批判がなされている。ハーバード大学のケネス・ロゴフ教授や米連邦準備制度理事会のパウエル議長やサマーズ元米財務長官などが MMT を批判している。MMT 理論を実践すれば、財政規律が緩み、激しいインフレーションが生ずるとされる。

クルーグマンも MMT を批判しているが、同氏は「MMT 支持者は財政緊縮派ほどの悪い影響は及ぼさないだろう」ということを指摘している。

それでは MMT をどのように評価すべきであろうか。

II 赤字財政の問題点

1 公債発行における税負担の後継世代への転嫁

赤字財政にはさまざまな問題点がある。赤字財政は一般的に公債発行で維持することとなる。これに関しては、租税と公債の相違は経済に対してマクロ的な影響を及ぼさないという「公債の中立命題」がある。これが成立するとすれば、政府がどのような財政運営を行おうとも、財政は結局税金によって維持が可能であるということになる。だが公債の中立命題は成立しない。公債の累増は現役世代が国債の償還に伴う租税負担を後継世代に転嫁させ、その負担を増大させるという世代間格差を生じさせる。

2 国債費の増大

赤字財政を維持するための国債発行の増大は国債の償還費と利払いという国債費を増大させて財政を圧迫する結果を招く。財政を維持するための国債発行が財政維持を困難にするという問題を生じさせるのである。

現在の金利の低水準がいつまでも続くとは限らない。国債発行利子率が上昇した場合には国債費の増大という問題が深刻となるのである。

3 財政余剰を通じた財政維持の困難、財政危機・財政破綻

財政余剰で国債を償還することによって財政を維持しようとするれば、将来の財政余剰の割引現在価値が現在の国債発行残高を上回っていけば、政府に支払能力があり、財政が維持できるという計算になる。そうでない場合には財政の持続可能性が危機に瀕することになる。

政府に十分な支払能力がないと予想される場合に生じる可能性の第一は、国債のデフォルトあるいは暴落である。財政危機、財政破綻は国家の危機をもたらすだけでなく、国債の保有者の損失を招き、国債を多く保有する金融機関の損失が金融システムの不安定化を将来し、これが実体経済に悪影響を及ぼし、国債に依存した財政の状況を悪化させることとなる。

MMT には中央銀行を含めた統合政府の考えがある。この下では国家債務は中央銀行保有対政府債権で帳消にできることとなる。だが統合政府論は、強制力を持つ、経済政策の担い手としての政府と、市場の一員としての、通貨価値の安定を目指す中央銀行とを混同したものである。

4 財政の資金源としての政府紙幣、不換銀行券の発行とインフレーションの発生

将来の財政余剰による国債償還が行いえない場合でも財政を維持する方策はある。インフレーションを発生させて政府の実質債務負担を減らすことによって、政府のデフォルトを回避することができる。だが物価の安定を放棄することは、経済の持続的な成長の基盤を損ない、また、預金者や年金生活者などに損害を与えるという大きな問題をもたらす。

MMT の貨幣観にはさまざまな問題点がある。MMT には政府紙幣を発行すれば財政は破綻しないという議論がある。だが政府紙幣は、財政支出、財政需要の創出を通じて商品の供給制限を超えて過剰に発行され、物価騰貴、インフレーションを惹起する可能性が極めて高い。

MMT には中央銀行は銀行券をいくらでも発行できるから中央銀行は破綻しないという議論がある。だが中央銀行の財政ファイナンスは激しいインフレーションを発生させる恐れがある。

MMT 論者はインフレーションを加熱すべきではないことを認めている。ハイパーインフレーション、激しい財政赤字は戦争によって例外的に生じたものであって、今後は起きないと主張している。確かに現在はインフレーションが発生していない。これは財政規律を保つことへの配慮がなされているとともに、中央銀行が政府から独立して通貨価値の安定に努めているからでもある。安易な通貨供給という道が開かれた場合に、社会保障の充実という財政支出増大の国民の要求を選挙で選ばれた政治家がどこまで抑え込むことができるであろうか。歴史的経験に照らせば、政府紙幣の発行や国債の中央銀行引受の下では、財政規律を維持することがきわめて困難である。

MMT では過度なインフレーションについてはこの抑制策を採用すればよいと主張している。だがひとたび激しいインフレーションが発生した場合に増税や財政歳出の削減によってこれを抑制しようとするれば、納税者、選挙民の激しい抵抗にあうから、その実行は困難である。長期的に見た場合、マネーストック

の増大が供給を超えた超過需要をもたらし、インフレーションを発生させる可能性は存在する。

5 信用創造を通じた中央銀行の 対政府貸付の限界

MMT においては、政府の準備預金が不足した場合には、それを補うために政府に対して中央銀行が政府預金口座への預金記入という信用創造によって資金を貸し付けることが考えられている。

だが、この貸付金が財政赤字の累積のために返済できないということになれば、中央銀行が不良債権をかかえたこととなり、財務内容の悪化した中央銀行の信認が毀損されることとなる。この結果、中央銀行券は信認を失い、通貨制度が危機に瀕する恐れがある。

6 公債の増発の限界

(1) 「経済の動学的効率性」が成立している場合の国債の市中消化の困難、市中金利の上昇・クラウディングアウトの発生の恐れ

財政赤字を維持するために国債を発行することが考えられる。だが国債を発行するためにはその買い手が存在しなければならない。民間に資金余剰が存在しておれば、民間部門の国債消化が可能である。貯蓄がすべて企業に借り出されて設備投資に運用されることを前提として、投資収益率（利子率）が経済成長率を上回っている、ないしは純資本所得が投資額を上回っている場合、資金は効率的に使われていて、「経済の動学的効率性」が成立しているとされる。この場合には、国債の市中消化が困難である。あえて国債の発行を行おうとすれば金利が騰貴することとなり、クラウディングアウト（民間の資金調達排除）が発生することとなる。

(2) 銀行の信用創造機能に基づく 国債の市中消化の限界

銀行には信用創造機能がある。自行にある借り手の預金口座に預金金額を記入して、この預金の創造によって貸出を行うのが銀行貸出の一般的形態である。MMT 論者はこのような銀行の信用創造機能に基づく貨幣供給を重視し、国債の市中消化は、民間金融を排除することにはならないとする。

だがこのような信用創造にはその限界も指摘されなければならない。銀行の信用創造は自行以外に対する支払いの決済を伴う。銀行は預金の引出しに備えて一定の準備預金を保有しなければならない。これが不足した場合、中央銀行がこれを補充しなければ市中銀行は破綻するおそれがあるのである。

(3) 国債の中央銀行直接引受発行の 問題点

中央銀行が国債を直接引受ける形で国債を発行すれば、国債の市中消化が困難な場合でも、銀行券を発行する中央銀行が資金制約なしに国債を買い入れることができる。

国債の中央銀行引受発行を行っても、財政規律が保たれている間は、直ちにインフレーションが発生するようなことにはならない。だが国債の中央銀行引受発行を行えば、やがて選挙民の圧力に押されて財政規律が崩れて中央銀行の直接引受に依存した多額の国債の発行に基づく財政歳出の膨張が生じるおそれが極めて高い。これが激しいインフレーションが生じさせるおそれがある。このために各国で国債の中央銀行直接引受発行が禁じられているのである。

III 厳しい緊縮政策、財政健全化の 早期断行の抑制

1 財政の健全化に向けた政策運営

MMT の財政赤字容認には一理ある。民間に資金余剰が存在せず、国債の市中消化が困難な場合でも、政府が、前年度末の国債残高が増加した場合に、基礎的財政収支（プライマリーバランス、債務性資金を除いた財政収支）を黒字化させるような財政運営を行っていけば、財政は維持可能である。

財政状況が深刻であったとしても、財政バランスの改善に向けて取り組む強い意志と能力を財政当局や政府が有し、この方針を明言し、国民がこれを受容するとすれば、財政信認、国家信認は維持される。

赤字財政には問題が多いが、だからといって直ちに増税と歳出カット・厳しい緊縮政策の採用によって早期の財政健全化を断行する必要はない。

2 国民生活に配慮した 財政健全化の必要性

今日の財政赤字は特に社会保障費の増大がもたらしたものであり、それがやむを得なかった側面がある。

財政の健全化を進める場合には、国民生活を犠牲にすることはできるだけ回避しなければならない。財政健全化は時間をかけて、社会保障の充実と両立させながら実施していくことが必要である。

3 財政健全化と経済成長との両立

経済成長力の強化に取り組んで、財政収入を増加させ、財政余剰の現在価値を高めることによって、財政が維持される可能性はある。成長力の強化が実現されるならば、政府債務の累増問題は増税や社会保障費などの政府歳出の削減やインフレなしに解決される可能性がある。もっとも、今後の経済成長は容易ではなく、これによる財政健全化に大きな期待を持つことはできないであろう。

増税や緊縮政策による財政健全化については、これが経済に悪影響を及ぼすようなことはできるだけ回避するという配慮が必要で

ある。

MMT は赤字財政による経済成長の促進を期待している。この側面がないわけではない。だが赤字財政が経済成長と結びつくとはかぎらず、また財政による経済成長促進策が財政悪化を促進すること側面がということにも留意しなければならない。

財政健全化と経済成長との両立が必要である。

むすび

赤字財政は社会保障の充実などのために必要とされた面がある。赤字だからといって財政が直ちに破綻するというにはならない。これが直ちにインフレーションをもたらすわけでもない。これらの点は MMT の主張する通りである。

だが MMT の貨幣観には極めて大きな問題があり、赤字財政には数多くの問題点がある。

本報告ではこのようなことを明らかにした。

論説

「プラットフォーム革命」とデジタル課税

合田 寛

(ごうだ・ひろし 公益財団法人政治経済研究所理事)

I GAF A の時代

— 「プラットフォーム革命」

「GAF A の時代」といわれる。GAF A とは米国のデジタル巨大企業のグーグル、アップル、フェイスブック、アマゾンの4社である。4社合わせた時価総額はこの10年間で10倍に増え、3.8兆ドルにのぼり(2018年9月)、米主要500社(S&P500)の時価総額合計の13.2%を占める。4社の時価総額合計はイギリス、フランスなどのGDPを上回り、日本のGDPと比べてもその約7割に相当することからも、その巨大さをうかがい知ることができる。4社合わせた売上額は約8,000億ドル、税引き前利益は約2,000億ドルに迫り、高収益の財務構造を作り上げている。

GAF A などデジタル企業の収益の主な源泉は、プラットフォームの提供である。プラットフォームはネット広告、ネット市場、検索エンジン、SNS、アプリ市場、決済システム、

ストレージスペース、データベースなど、広範なネット上の基盤を提供し、利用者や広告提供者から徴収した料金をもとに高収益をあげる仕組みを構築している。

プラットフォーム企業の価値創造は従来のビジネスとは大きく異なる。その特徴は、第一に、オンラインで構築されるネットワークは時空を超えて無限に拡大することが可能であり、ネットワークは参加者が多いほど、そのネットワークに参加することによって得られる便益が大きいことから(ネットワーク効果)、コストをかけることなく顧客・ユーザーを自己増殖的に増やすことが可能となる。また、プラットフォーム企業が直接、価値を作り出すだけでなく、ネットワークに参加するユーザー・顧客自身が価値(コンテンツ)を作り出し、交換する価値連鎖を作り出す。

第二に、ネットワークを通じて集められたユーザー・顧客に関するデータは膨大である。

たとえばフェイスブックの全世界の利用者は約 24 億人に上り、世界の人口（約 75 億人）の 3 割を超える。フェイスブックを利用するユーザーは頻繁に自らの日常生活の状況を投稿し、互いに交流している。またアマゾンなどネット市場は顧客の購入履歴や嗜好に関する記録を蓄積する。それらの個人情報のデータの蓄積はビジネスにとっては大きな価値を生み出す源泉となる。蓄積された膨大なデータは、AI（人工知能）によって一定のアルゴリズムで解析され、新たな価値を生むために利用される。

第三に、プラットフォームはネットワークを通じて不特定多数の膨大な数のユーザー・顧客が集まり、各サイトには趣味・嗜好など特性を同じくするユーザーが集まる。広告主は対象を絞った広告（ターゲティング広告）を効果的に提供することができる。広告主とコンテンツ・プロバイダーを自動的にマッチングするプロセスによって、広告効果を正確かつタイムリーに計測することができる。

第四に、GAF A など巨大化したプラットフォーム企業は圧倒的な資金力を使って、競争相手を M&A で打ち負かしてますます巨大化する。プラットフォームの価値創造の主な源泉はデザインや商標など無形資産であり、その排他的な独占である。巨大化したプラットフォーム企業は、その優先的な立場を利用して、中小の競争者を排除し または傘下に取り込み、市場を独占的に支配する。生き残った一握りのプラットフォーム巨人のあげる利潤は現代の独占利潤であり、市場の競争によって消滅するものではなく、ますます膨らんでいく。

そして最後に、GAF A などデジタル巨大企業はユーザー・顧客のいる市場国で支店などの物的拠点（PE）を必要とせず、PE の存在を前提としている現行の国際課税ルールの下では、それが生み出す利益は市場国では課税されない。また無形資産は容易に移転可能なことから、低税率国/タックスヘイブンの子会社に移転し、そこに利益を帰属させることによって、税を免れる。欧州委員会の調査によ

ると、伝統的企業の平均実効税率が 23.2%であるのに対し、デジタル企業の平均実効税率はその半分以下の 9.5%である。当然負担すべき巨額の税を免れることが、これらのプラットフォーム企業が巨大化し、高収益をあげる独占企業となることができたもう一つの理由である。

II プラットフォーム巨大企業に対する課税

プラットフォーム企業はデジタル技術と情報通信技術（ITC：Information and Communication Technology）の飛躍的な進化の成果を最大限利用して成長を遂げた。ITC 技術発展の初期段階から、デジタル化にともなう課税の在り方に関してさまざまな議論が交わされてきた。

今から約 20 年前の 1998 年、電子商取引への対応を議題としてカナダで開催された OECD 大臣会合において、当時普及しつつあった電子商取引への課税問題が取り上げられたが、「生まれたばかりのデジタル産業に対して成長抑圧的な税は課すべきではない」ことが確認され、いわゆる「オタワ課税フレームワーク（Ottawa Taxation Framework：OTF）」の原則が確立された。その後も OECD の租税委員会（CFA）の下部組織において、デジタル化に伴う課税の在り方に関する検討は続けられたが、この原則は今日まで引き継がれ、維持されてきた。

流れの転換点となったのは 2012 年に OECD 租税委員会が開始した BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトであった。BEPS プロジェクトは 2007～8 年のリーマンショックの波及と世界経済危機を契機として、多国籍企業の低税率国/タックスヘイブンを利用した資金移動や税逃れに対する批判の強まりを受けて始められたものであった。

BEPS プロジェクトは 2013 年の G20 サミット（ロック・アーン宣言およびサンクトペテルブルグ宣言）で確認され、国際的に優先的に取り組むべきアジェンダに格上げされ、G20/OECD プロジェクトとして行われること

となった。その成果は 2015 年秋、「BEPS 最終報告書」として発表された。

BEPS 報告書はデジタル企業に限定せず、「価値が創造され、経済活動が行われたところで課税」という理念の下、広く多国籍企業による税逃れに焦点を当て、包括的な対応策を示すものであった。報告書はそのための 15 の行動計画を示し、各国が共同して取り組むべき対策を提起した。

BEPS プロジェクトが提起した「価値と課税の一致」原則は、低税率国/タックスヘイブンを利用して税を免れる多国籍企業一般を対象とするものであるが、今日の ICT 技術の急速な進展の下で、とりわけデジタル技術を最大限に利用して巨大化した GAF A などプラットフォーム巨大企業にこそあてはまるものである。

「BEPS 最終報告書」自身、15 の行動計画のうちの第一に「デジタル経済における課税上の対応」を掲げ、それを最大の課題として位置付けている。行動計画 1 以外でも、PE の定義の修正（行動7）、移転価格ガイダンスの修正（行動 8～10）、CFC ルールの効果的設計（行動 3）など、デジタル経済への対応となる行動計画を勧告しており、すでに実施に移されている。

III 長期的かつコンセンサスベースの解決を目指して

「BEPS 最終報告書」はデジタル経済への課税上の対応を第一の課題として位置付けたが、具体的な勧告は先送りされ、ひきつづき検討を続けたのち、2020 年までに結論を出すこととした。

「最終報告書」発表の翌 2016 年、OECD 租税委員会が京都で開催され、BEPS プロジェクトをさらに進めるための新しい枠組みとして、「BEPS 包摂的枠組み」を発足させた。

「包摂的枠組み」は当初は 81 ヶ国の参加で出発したが、現在は 192 カ国が参加する大きな枠組みとなっている。

「包摂的枠組み」は当初、とくに BEPS プ

ロジェクトの 4 つのミニマムスタンダード（有害税制、租税条約の濫用、国別報告書、および紛争解決メカニズム）の実施確保に焦点を当てることとされた。しかし翌 2017 年の G20 蔵相会議は、デジタル課税の問題を「包摂的枠組み」のもとで進めることを決めた。「包摂的枠組み」は傘下の運営グループの作業を踏まえ、「中間報告」（2018.3）に続いて、「ポリシー・ノート」（2019.1）、「公開諮問文書」（2019.2）、そして「作業計画」（2019.5）を相次いで発表した。

「中間報告」は、進展するデジタル経済の特徴として、①「質量なき規模（scale without mass）」、②無形資産への依存、③データ、ユーザーの参加から生まれるネットワーク効果の三つをあげ、デジタル時代の価値創造は現行国際課税フレームワークのなかで解決することが可能かどうかを問い直している。また多国籍企業の利益を各国で分け合う課税権の配分と「ネクスス」および「利益分配」の問題に関して、明瞭かつ一致した再検討に取り組むことに合意した。「包摂的枠組み」内においても、具体的な取り組みに関して意見の相違があったからである。他方、最終的解決に至る中間的な解決の手段として、英、仏などで検討されている独自のデジタル課税にも注意を払っている。

「ポリシー・ノート」は、二つの柱を立て、第一の柱として、多くの国にまたがる多国籍企業の利益への課税権に関して、ユーザーが参加する市場国により多く配分する提案を「先入観なしに」探求することに同意した。この提案は現行の国際課税原則であるアームズレングス原則を超えて進まなければならない。同時にもう一つの国際課税ルールでネクスス・ルール、すなわち物的拠点（PE）の存在によって判断される課税権の制約をも乗り越えて進まなければならないことを確認している。ネクススに関しては「重要な経済的存在」のコンセプトを含めて探求する。利益の帰属とネクススの問題は、同時解決を目指して探求されなければならないとした。

第二の柱は、残された BEPS 課題に対応す

るもので、多国籍企業グループの子会社等が他の法域で低税率で課税されている場合に、親会社の存在する国で課税する所得包摂ルール、および税源浸食支払いに対する課税を強め、低税率法域に利益を移転するリスクに対応する。

「公開諮問文書」は「BEPS 最終報告書」の行動1報告と「中間報告」をもとに、その後の作業を反映するアップデートを加え、2020年の最終報告を目標としつつ、2019年のG20サミットに向けた「包摂的枠組み」の意見を集約するために、広く利害関係者から意見を徴収するための文書である。

「公開諮問文書」はこれまでの議論を踏まえ、「利益分配とネクサス・ルールの修正」に関して、三つの提案を示している。

- ① **ユーザー参加の提案**：能動的かつ熱心なユーザー・ベースの構築とそこから生まれるデータとコンテンツが価値創造に貢献することを認める。例えばソーシャル・メディア・プラットフォーム、サーチエンジン、オンライン・マーケットプレイスにおいて、ただし市場国に配分され利益は、総利益から基本的（通常）利益を差し引いた残余の（特別な貢献による）利益とする。この提案は高デジタルビジネスに対象が絞られる。
- ② **マーケット・インタンジブル提案**：市場国におけるブランド、顧客データなど無形資産の創出に価値創造の役割を認める。このためにはマーケット・インタンジブルと市場国との間に、内在的、機能的なリンク存在することが前提となる。本提案に関しても残余利益のみの配分となる。しかし高デジタルビジネスに限定されず、ビジネス一般に適用される。
- ③ **「重要な経済的存在」提案**：市場国に物的拠点（PE）がなくても、価値創造を認める。この提案による利益

の配分は、売上、資産、従業員数など、一定の配分キーを使った「定式配分法」に依ることができる。

「公開諮問文書」は、以上のほか、「グローバルな税源浸食抑止」提案を行っている。その内容は所得包摂ルールおよび税源浸食支払いに対する課税によって、ゼロ/低税率国への利益シフトのリスクに取り組もうとするものである。

IV G20 大阪サミットと日本の役割

G20 大阪サミットを前にして、6月8～9日に福岡で開かれたG20大臣会合は、「包摂的枠組み」による新しい国際課税原則確立に向けたコンセンサスベースの解決策の策定のための「作業計画」を承認した。

「作業計画」は「公開諮問文書」に対して寄せられた各国政府、ビジネス界、市民社会、メディアなど利害関係者からの約200件のコメントを踏まえてまとめられたものである。「作業計画」は、二つの柱からなっており、その第一は「ネクサスと利益配分のルールの修正」、第二は「グローバルな税源浸食抑止の提案」である。

第一の柱は、課税権の再配分（「新課税権」という）に関する提案である。「公開諮問文書」が提案した①ユーザー参加、②マーケット・インタンジブル、③重要な経済的プレゼンスの三つの提案のうち、①は英国、②は米国、③は新興国の提案とされ、米国案が有力とされていたが、「作業計画」では、いずれも課税権の再配分に関して、顧客・ユーザーが住む市場国により多く再配分すること、物的拠点がないうちにネクサスの存在を想定すること、またビジネスの総利益を利用することなどの政策上の共通性があり、一致できるものとしている。

新課税権に基づく具体的な利益の決定と配分方法として、総利益から「基本利益」を差し引いた「残余利益」を算出し、売上などの「配分キー」を使って各市場国に配分する。

また「定式配分法」をとれば、利益額を「基本利益」、「残余利益」に分ける必要はなく、グループ全体の利益率を考慮に入れて総利益を計算し、従業員数、資産、売上高、ユーザーなどの「配分キー」を使って配分することができる。また「分配ベースのアプローチ」をとれば、「残余利益」に加えて、マーケティング、配送、ユーザー関連活動などに関連する「基本利益」から生まれる利益も対象に含めることができる。

新課税権は「新利益配分ルール」の下で、各市場国に配分される利益の大きさを決める「新ネクサス・ルール」を必要とする。多国籍企業が遠隔地からではあるが、その国経済に持続的かつ重要な関与があるところに PE を想定する。

第二の柱はグローバル税源浸食抑止 (GLoBE) 提案である。この提案は、各国は自国の税率を決定する権限を持つことを確認しつつ、国際的な最低税率としての効果を期待している。

BEPS パッケージで開発された諸手段は、課税と価値創造の場所を連動させるうえで効果を持つが、これらの手段は多国籍企業が、ゼロ/低税率国に利益を移すリスクを完全に解決する手段を提供していない。デジタル経済化に伴って増大する無形資産への依存は、ますますこのリスクを増幅している。GLoBE 提案は高度にデジタル化された企業に限定されるものではなく、すべての多国籍

企業が最低レベルの税を支払う解決を提案している。非協力的な単独行動によって他国のタックスベースをひきつけ税収を増やす方法は、その他のすべての国に逆の効果をもたらす。「有害な底辺への競争」をあおることになる。それは特に途上国にとって有害である。そこで次の提案を行う。

- 1、「所得包摂 (インカム・インクルージョン) ルール」: 多国籍企業の外国子会社や支店などで実効税率が最低基準を下回る所得があれば、その所得に課税する。
- 2、税源浸食支出課税: 支払が最低税率以上で課税されなければ、控除を否定し、源泉ベースの課税を行う。

V さいごに

デジタル経済への対応を含むポスト BEPS の取り組みは、いまやその規模において 129 カ国が参加する大きな枠組みとなり、その内容においても一世紀以上続いている巨大企業優位の現行国際課税原則を乗り越えようとする、目覚ましい進展を示している。予想を超えるこの動きを支えているのは、公正な税の実現を求める世界の市民の期待と運動である。G20 大阪サミットにおける主催国としての役割はもちろん、2020 年の最終的な解決に向けて、日本が果たすべき役割は大きい。

新人事の報告

(順不同)

【新理事】相田利雄 (新代表理事) / 石田博美 / 合田寛 / 小川雅人 / 齊藤正美 / 中川雄一郎 / 長谷川元彦 / 原富悟 / 吉田裕 / 渡辺新

【新評議員】赤澤史朗 / 秋永佳子 / 上原淳子 / 内田敬子 / 大日方純夫 / 北村浩 / 紺井博則 / 坂本暉正 / 建部正義 / 萩原伸次郎 / 星野輝夫 / 前畑憲子 / 山田朗

【新監事】國吉昌晴 / 西森亮太

【東京大空襲戦災資料センター新館長】吉田裕

【東京大空襲戦災資料センター名誉館長】早乙女勝元

公益財団法人政治経済研究所・同附属東京大空襲・戦災資料センター

就任・退任の挨拶

代表理事・理事長職を了えて

鶴田 満彦

(つるた・みつひこ 公益財団法人政治経済研究所 前代表理事)

さる6月14日の評議員会で役員等の改選が行われ、私は2期4年の代表理事・理事長職の任期を満了して退任することになった。評議員会直後に開催された新理事会で、新代表理事・理事長には相田利雄理事が満場一致で選出された。相田理事長は1970年代初頭から政経研の活動に参加し、北田芳治氏らとともに研究書を著わしていた政経研生え抜きの研究者である。前職の法政大学では、大原社会問題研究所長の経験ももつ。軽妙・洒脱なジョークで理事会や評議員会を和やかにし、政経研の新たな発展を先導するだろう。

4年前に私が理事長に就任した時は、集団的自衛権の行使を含む新安法制が国会審議中で、政情騒然としていた。現在も、参院選を1か月後にひかえて老後2000万円問題や消費税増税で騒然としているから、似たような雰囲気であった。4年の在任中でとくに印象に残っているのは、2016年11月アルカディア市ヶ谷での政経研70周年記念講演会・

祝賀会の開催、70周年記念『政経研究』特別号の刊行、『政経研究』奨励賞の制定である。奨励賞については、内閣府の注意で一時選考作業を凍結し、定款を改正して再認可を受けてから選考を再開したので、予定を4か月程遅れて2018年3月によりやく第1回奨励賞贈呈式を挙行することができた。

想定外のトラブルやフリクションもいくつかあったが、一番の心痛は、2017年から始まったセンターのリニューアル事業で、敷地や建物や設備のリニューアルは比較的早く完成したのに、展示リニューアルが大幅に遅れたことであった。幸い、2019年3月に吉田裕理事がリニューアル小委員長およびセンター運営委員長代行に就任し、展示制作側とセンター運営委員会、理事会とのコミュニケーションの緊密化に努めているので、2020年3月にはリニューアル・オープニングができることを願っている。

新体制の「平和力」に期待

早乙女 勝元

(さおとめ・かつもと 東京大空襲・戦災資料センター名誉館長)

東京大空襲戦災資料センター創設から、17年がまたたくまに過ぎたように思われる。民間募金が1億円をこえて誕生した鉄筋3階の建物のテープカット時に古希だった私も、今や87歳となった。

思えば当時、理事長だった阿部國博先生はじめ政経研の皆さんには、大変お世話になった。その附属施設たるセンターと、母体の政経研とは、活動内容も目的も異なるけれど、共存共栄でと志してきたつもり。これは一夜

にして 10 万人もの民間人の生命が失われた東京大空襲の惨禍を、二度とくり返すまじの決意が、共通認識だったからともいえる。

戦争体験者が高齢化し、少数派となったのを待ちかまえていたかのように、「戦争ので

きる国」体制が進みつつある日々には、私は体調不良からセンターの館長役を降りた。一抹の寂しさはあるけれど、皆さんと手をたずさえて、新体制のセンターが生み出す「平和力」に、期待したいと思う。

新代表理事就任挨拶

相田 利雄

(あいだ・としお 公益財団法人政治経済研究所 新代表理事)

私は、この度、新理事長に就任した相田利雄です。皆様、今後 2 年間よろしく願っています。

私は、1970 年 8 月に発足した「国家独占資本主義研究会」(のちに、「現代日本経済研究会」)以来、半世紀近くという長い間、政治経済研究所に出入りし、北田芳治先生、小宮昌平氏(政治経済研究所常務理事)をはじめとした多くの方々とおつきあいをしてきました。この研究所は、本務校であった法政大学と並んで私の研究生生活のなかで欠かすことができないものだったし、今もそうである。

1990 年代末以降、しばらくの間、研究所

から遠ざかっていた。しかし、2012 年 3 月末に法政大学を定年退職してから、研究所の関係者から誘われて、また、この研究所にご厄介になっている。

この研究所は、大学所属の研究者だけではなく様々な分野で研究以外の本務を持つ人たちも参加し、また、年齢や職業などの違いに関係なく、自由な意見を交わすことができる。

これからも、研究者だけでなく、多くの人たちが集っているという研究所の長所を踏まえて、皆さんの意見や見方をよく把握して、理事長の任務を全うするつもりである。

館長に就任して

吉田 裕

(よしだ・ゆたか 公益財団法人政治経済研究所附属戦災資料センター館長)

はじめに、早乙女勝元・前館長のこれまでのご活躍とご労苦に対して、感謝と敬意の意を表します。早乙女さんは東京大空襲の体験者として、また作家として、東京大空襲の実相を解明し、それを多くの人々に伝える上で極めて大きな役割を果たしてこられました。それに対して私は日本近現代史を専攻とする一介の研究者に過ぎず、早乙女さんの後任として館長に就任するのは、正直なところ精神的には重荷です。ただ、日本近現代史の研究者として、軍事史の面から戦争の悲惨な現実

の解明に力を注いできたこと、日本の戦後処理の特質を踏まえながら戦争体験の継承という問題にこだわり続けてきたこと、この二つに関しては多少の自負を持っています。背伸びをすると潰れてしまいそうなので、こうした今までの研究を生かしながら、まずは歴史研究者・歴史教育者と体験者の間をつなぐパイプ役としての役割を果たすことから仕事を始めていくつもりです。ご支援、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

研究所の動向（2019年1月～3月）

理事会

2019年1月18日 第10回理事会
2019年6月評議員会までの工程／2019年度事業計画書・予算書作成について／展示製作契約からリニューアルオープンまでについて／その他

2019年2月22日 第11回理事会
評議員会開催日3月15日と議案について／2019年3月定期提出書類（事業計画書、予算書）について／短期間勤務者就業規則について／「展示リニューアルの進展および完成についてのお願い」とその回答について／井上裕子氏の「要望書」ならびに「質問書」について／次回理事会の開催時期について

2019年3月15日 第12回理事会
評議員会の進行について／センター運営委員会の報告とリニューアル小委員会委員長交代について／公2業務執行理事について／井上祐子主任研究員への回答について／その他

評議員会

2019年3月15日 2019年6月定時評議員会
「2019年度事業計画書」ならびに予算書について／定款の変更について／6月の評議員会

委員会等

2019年1月10日 研究委員会
2019年1月21日 東京大空襲・戦災資料センター2018年度第9回運営委員会
2019年2月12日 東京大空襲・戦災資料センター2018年度第10回臨時運営委員会
2019年2月14日 研究委員会
2019年2月25日 東京大空襲・戦災資料センター2018年度第11回運営委員会
2019年3月25日 東京大空襲・戦災資料センター2018年度第12回運営委員会

学会報告・講演等

2019年2月18日 2018年年度第4回公開研究会 中島三千男「天皇の「代替わり儀式」と憲法」（当法人主催）
2019年3月21日 第539回独占研究会 鶴田満彦「グローバル資本主義再考」 明治大学研究棟第2会議室

刊行物

2019年2月 合田寛「プラットフォーム革命」と国際課税ルール 『税制研究』
2019年2月1日 『東京大空襲・戦災資料センターニュース』34号
2019年3月10日 東京大空襲・戦災資料センター編『あのとき子どもだったー東京大空襲21人の記録』
2019年3月10日 『朝日新聞』早乙女勝元「（声）形見の衣服、桜を覆った3・10」
2019年3月10日 『毎日新聞』山辺昌彦「おすすめの三冊 東京大空襲」

東京大空襲・戦災資料センターの取組

2019年3月10日 東京大空襲を語り継ぐつどいー東京大空襲・戦災資料センター開館17周年

研究所関連の報道

2019年2月13日 『東京新聞』 東京大空襲 21人の体験記
2019年2月18日 『朝日新聞』 東京大空襲の体験談を伝承 82歳の実体験絵本に
2019年2月27日 『朝日新聞』 東京大空襲74年 江東 つどい
2019年3月4日 『東京民報』 東京大空襲 各地で資料展、つどい
2019年3月7日 『新婦人しんぶん』 東京大空襲を語り継ぐつどいー東京大空襲・戦災資料センター開館17周年
2019年3月10日 『産経新聞』 東京大空襲74年 平和を願い惨禍語り継ぐ体験集発行
2019年3月10日 『毎日新聞』 74年のきょう 21人の証言集刊行
2019年3月10日 『東京あけぼの』 施設探訪 東京大空襲・戦災資料センター
2019年3月11日 『読売新聞』 大空襲21人の証言 語り部ら編集体験記
2019年3月11日 時事通信配信記事 語り部が体験記
2019年3月11日 『東京新聞』 戦災資料センター・早乙女館長 6月退任へ
2019年3月11日 『東京新聞』 江東でつどい 350人参加
2019年3月11日 『しんぶん赤旗』 東京大空襲74年 戦争二度と 江東区つどいで決意